

「NISA口座のみなし廃止措置」に関するお知らせ

令和3年度の税制改正により、投資信託における2017年分の非課税管理勘定（NISA口座）を設定されているお客さまのうち、2018年以降の非課税管理勘定を未設定のお客さまは、「非課税口座廃止届出書」を提出いただいたものとみなし、2022年1月1日をもって非課税口座を廃止（みなし廃止）されることとなりますので、ご案内申し上げます。

1. 「NISA口座のみなし廃止」対象のお客さま

当行に、2017年分のNISA(非課税投資)枠を設定されていたお客さまのうち、2021年12月末時点において下記太枠内のお客さまが「みなし廃止」対象となります。

NISA口座の開設時期	マイナンバーのご提出	2018年以降のNISA口座のご利用	みなし廃止
2018年以降	ご提出済	ご利用あり(※)	廃止されません。 (今後も当行のNISA口座をご利用いただけます。)
2017年以前		ご利用あり(※)	
2017年以前	未提出	ご利用なし (NISA枠設定なし)	「みなし廃止」対象です。 (2022年1月1日をもって自動的に廃止されます。)

※2018年以降、当行のNISA口座で投資信託の購入等がなくても、NISA枠が設けられている場合、「ご利用あり」となります。

2. 今後のNISAのご利用について

- (1) 当行のNISA口座をご利用されない場合は、お手続きは不要です。
なお、「NISA口座のみなし廃止」後も、課税口座（特定口座・一般口座）は廃止されることなく、引き続きご利用いただけます。
- (2) 当行でNISA口座をあらためてご利用される場合、非課税管理勘定の設定手続きをしていただく必要があります（マイナンバーの届出が必要となります）。
お手続きをご希望のお客さまは、投資信託のお取引店までお問い合わせください。

以上